

設計・施工一括発注方式等における 建設コンサルタント活用に関する 運用ガイドライン（案）について



総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室

室長 森田 康夫

主任研究官 川俣 裕行

部外研究員 工藤 匡貴

（キーワード） 設計・施工一括発注方式、コンソーシアム、総合評価落札方式

1. はじめに

海外では、建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）を活用したデザインビルドの工事が多く実施されている。そこで、設計・施工一括発注方式等におけるコンソーシアムの活用が国内工事においても導入されることは、各種手続きの習熟や対応能力の向上により、建設産業の海外市場における工事への参加促進に繋がると期待される。また、設計部門を持たない建設会社がコンソーシアムとして参加することが可能となるため、国内の設計・施工一括発注方式等による工事への競争参加者の拡大と、それによる工事品質の向上が期待される。

国土技術政策総合研究所では、国内の設計・施工一括発注方式等による工事にコンソーシアムによる参加を可能とする手続き等を規定する参考として、「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」において策定される運用ガイドライン（案）の原案を検討したので、その概要を紹介する。

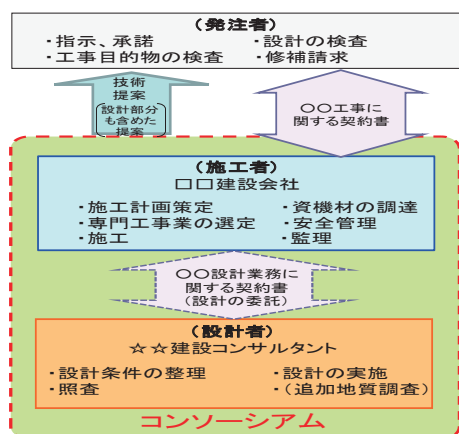


図1 コンソーシアムの形態

2. 運用ガイドライン（案）の概要

①コンソーシアムの形態

コンソーシアムとは、建設会社と工事の設計について委託される建設コンサルタントによって構成されるグループの形態とする。（図1参照）

②対象工事

対象工事は、設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式を適用させる土木関係工事とする。

③主な規定

- ・コンソーシアムによる参加の場合には、建設会社に課する参加要件に加え、建設コンサルタントにも参加要件を課す。
- ・設計に関する技術者として、管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者の配置を求める。
- ・総合評価落札方式における技術提案として、設計に関する技術提案も求め評価する。
- ・コンソーシアムによる参加の場合には、建設会社に対する工事成績とは別に、建設コンサルタントに対し設計部分の業務成績評価を実施する。
- ・コンソーシアムによる参加の場合には、建設コンサルタントからの見積書の写しを発注者に提出させることとし、契約後、当該見積額による契約・支払について建設会社に対して履行を求め、適正な理由なしに履行されない場合は工事成績を減点する。

【参考】

運用ガイドライン（案）の詳細については、国総研ホームページの下記URLを参照いただきたい。

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/kokusai.html>